

社会福祉法人 桜水会 特別養護老人ホーム 滝田

基本料金表

(介護保険負担割合証1割又2割又3割)

(単位：円)

要介護1	基準費用額	1段階	2段階	3段階	2割負担	3割負担
介護保険一部負担金	574	574	574	574	1,148	1,722
+介護職員処遇改善加算	622	622	622	622	1,243	1,865
食費	1,392	300	390	650	1,392	1,392
居住費	855	0	370	370	855	855
1日当たり	2,869	922	1,382	1,642	3,490	4,112
1カ月当たり	86,059	27,649	41,449	49,249	104,709	123,358

要介護2	基準費用額	1段階	2段階	3段階	2割負担	3割負担
介護保険一部負担金	643	643	643	643	1,286	1,929
+介護職員処遇改善加算	696	696	696	696	1,393	2,089
食費	1,392	300	390	650	1,392	1,392
居住費	855	0	370	370	855	855
1日当たり	2,943	996	1,456	1,716	3,640	4,336
1カ月当たり	88,301	29,891	43,691	51,491	109,192	130,083

要介護3	基準費用額	1段階	2段階	3段階	2割負担	3割負担
介護保険一部負担金	715	715	715	715	1,430	2,145
+介護職員処遇改善加算	774	774	774	774	1,549	2,323
食費	1,392	300	390	650	1,392	1,392
居住費	855	0	370	370	855	855
1日当たり	3,021	1,074	1,534	1,794	3,796	4,570
1カ月当たり	90,640	32,230	46,030	53,830	113,871	137,101

要介護4	基準費用額	1段階	2段階	3段階	2割負担	3割負担
介護保険一部負担金	785	785	785	785	1,570	2,355
+介護職員処遇改善加算	850	850	850	850	1,700	2,550
食費	1,392	300	390	650	1,392	1,392
居住費	855	0	370	370	855	855
1日当たり	3,097	1,150	1,610	1,870	3,947	4,797
1カ月当たり	92,915	34,505	48,305	56,105	118,419	143,924

要介護5	基準費用額	1段階	2段階	3段階	2割負担	3割負担
介護保険一部負担金	854	854	854	854	1,708	2,562
+介護職員処遇改善加算	925	925	925	925	1,850	2,775
食費	1,392	300	390	650	1,392	1,392
居住費	855	0	370	370	855	855
1日当たり	3,172	1,225	1,685	1,945	4,097	5,022
1カ月当たり	95,156	36,746	50,546	58,346	122,903	150,649

※令和元年10月1日 法改定に基づき実施

施設名	特別養護老人ホーム滝田
住所	土浦市滝田1丁目10-2
TEL	029-875-5771
FAX	029-875-5727
事業所番号	0870302874

加算となる介護保険対象サービス加算

加算名	内容	1割	2割	3割
○ 介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護老人福祉施設が利用者に対して介護老人福祉施設サービスを行った場合。	所定単位数の8.3%		
※ 初期加算（1日あたり）	入所日から30日以内の期間及び30日以上入院後の再入所の場合。	30円	60円	90円
日常生活継続支援加算（1日あたり）	新規入所者の総数の内、要介護4又は5の占める割合が70%以上及び利用者数が6又はその端数を増すごとに介護福祉士1名以上配置している場合。	46円	92円	138円
○ 看護体制加算（Ⅰ）（1日あたり）	常勤看護師を1名以上配置している場合。	4円	8円	12円
夜勤職員配置加算（Ⅲ）（1日あたり）	夜勤帯に介護職員又は看護職員を国が定めた基準に1人加えた数以上配置し、痰吸引等の実施できる介護職員を配置した場合。	28円	56円	84円
口腔衛生維持管理体制加算（1月あたり）	歯科医師又は歯科衛生士が介護職員に対し口腔ケアに係る技術的助言・指導を月1回以上行い、その指導に基づき利用者の口腔ケア計画を作成した場合。	30円	60円	90円
○ 口腔衛生管理加算（1月あたり）	歯科医師の指導を受けた歯科衛生士が、入所者に対し口腔ケアを月2回以上行い、歯科衛生士が、当該入所者に係る口腔ケアについて介護職員に対し具体的な技術的助言・指導を行い、介護職員からの相談等に必要に応じ対応した場合。	90円	180円	270円
排せつ支援加算（1月あたり）	排せつに介護を要する原因分析や分析結果を踏まえた支援計画の作成、支援を実施する。	100円	200円	300円
褥瘡マネジメント加算（1月あたり）	関連職種が共同して褥瘡ケア計画を作成し褥瘡管理を実施した場合。	10円	20円	30円
栄養マネジメント加算（1日あたり）	常勤管理栄養士を1人以上配置し、栄養状態を把握し、医師・管理栄養士・歯科医師・看護師・ケアマネジャー等が共同して摂食・嚥下機能および食形態にも配慮した栄養ケア計画を作成した場合。	14円	28円	42円
○ 個別機能訓練加算（1日あたり）	専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学・作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師またはあん摩マッサージ指圧師、一定の実務経験を有するはり師またはきゅう師を1人以上配置しているもので、共同して個別機能訓練計画を作成し、計画に基づき機能訓練を実施した場合。	12円	24円	36円
外泊時費用（1月に6日を限度）	病院等へ入院した場合及び居宅等へ外泊を認めた場合。	246円	492円	738円
※ 在宅サービス利用したときの費用（外泊時）（1月に6日を限度）	外泊時に介護老人福祉施設により提供される在宅サービスを利用した場合。（外泊の初日及び最終日、外泊費用算定している場合は算定できない）	560円	1,120円	1,680円
看取り看護加算（Ⅰ）（1日あたり）	看取り介護体制ができて死亡日以前4日以上30日以下に加算。	144円	288円	432円
看取り看護加算（Ⅱ）（1日あたり）	看取り介護体制ができて死亡日以前2日以上3日に加算。	680円	1,360円	2,040円
看取り看護加算（Ⅲ）（1日あたり）	看取り介護体制ができて死亡日以前死亡日に加算。	1,280円	2,560円	3,840円
看護体制加算（Ⅱ）（1日あたり）	配置すべき看護職員数より1人以上多く配置し、24時間連絡できる体制を確保している事。	13円	26円	39円
※ 療養食加算（1回あたり）	栄養士により食事提供が管理されていて入所者の年齢、心身状況により適切な栄養量が提供されている場合。	6円	12円	18円

※該当する場合。居住費は外泊期間も頂いております。